

## 外国人患者受入れ医療機関における患者受入れ環境整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、府内に所在する「外国人患者受入れ医療機関」が外国人患者を受け入れるにあたって障壁となる医療費未収金リスクを低減させるため、外国人患者受入れ医療機関における患者受入れ環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項について定め、事業の適切な運営を図ることを目的とする。なお、補助金の交付については予算の範囲内において交付し、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (補助対象者)

第2条 府内に所在する「外国人患者受入れ医療機関」であつて、大阪府知事（以下「知事」という。）が適當と認める者とする。

2 前項の「外国人患者受入れ医療機関」とは、次に掲げる項目のいずれかを満たす医療機関とする。

ア 外国人患者を受け入れるための院内環境整備等を行い、厚生労働省等のホームページにおいて外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリストに掲載されている医療機関

イ 令和6年度及び令和7年度の「大阪府外国人患者受入れ医療機関整備事業」により交付決定を受けた医療機関

### (補助金の交付額)

第3条 この補助金の交付額は、別表第1欄の事業区分ごとに別表第2欄の基準額を上限とし、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第4欄の補助率を乗じた算定額の合計を大阪府の予算の範囲内で交付するものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

また、医療法第1条の5第1項に規定される「病院」については、1施設あたりの交付上限額を200千円とし、医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」については、1施設あたりの交付上限額を100千円とする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に基づき、次に掲げる書類を知事が定める期日までに、知事に提出することにより申請を行わなければならない。

（1）外国人患者受入れ医療機関における患者受入れ環境整備事業補助金に係る交付申請書  
(様式第1号)

- (2) 事業計画書（様式第1号の別紙1）
- (3) 所要額調書（様式第1号の別紙2）
- (4) 要件確認申立書（様式第1号の別紙3）
- (5) 暴力団等審査情報（様式第1号の別紙4）
- (6) 補助対象経費に係る見積もり書
- (7) その他知事が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは第8条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

（経費等の内容変更及び中止承諾等）

第6条 規則第6条第1項第1号及び第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、外国人患者受入れ医療機関における患者受入れ環境整備事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金の内容変更・中止承諾申請書（様式第2号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の20%以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、第5条の規定による決定を受け取った日から起算して30日以内に限り当該申請を取り下げることができ、取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付条件は、規則第6条第2項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事は、第5条の規定による補助金の交付決定をした場合において、当該年度に補助事業を実施されないことが明らかになった場合又は実施されなかつた場合には、補助金の交付の決定の全部を取り消すこととする。
- (2) 第5条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となつた場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。なお、補助事業の完了予定日は、補助金の交付の決定日が属する大阪府の会計年度の10月31日以前でなければならない。
- (3) 前号の規定による報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は、直ちに

その指示に従わなければならない。

(4) 補助事業者は、補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告は、実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に知事に提出することにより行わなければならない。

(補助金額の確定等)

第10条 知事は、前条の規定による事業実績の報告があったときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第11条 知事は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(補助金の交付請求)

第12条 補助事業者は、第10条により確定した補助金額の交付を受けるときは、補助金交付請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件、その他法令又はこの要綱による規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第10条の規定により交付すべき補助金額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第14条 知事が前条の規定によりこの交付の決定の全部を取り消した場合において、補助事業

者は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

- 第15条 知事は、第13条の規定により補助金の交付決定の全部の取消しをした場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを知事の指定した期日までに納付しなかったときは、その期日の翌日から納付された日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(他の補助金等との重複の禁止)

- 第17条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(検査)

- 第18条 知事は、補助金の適正な執行のため、必要と認めた時は補助事業者に対して報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、もしくは関係者に質問することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。

別表

【医療法第1条の5第1項に規定される「病院」】

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1) 医療費未収金にかかる保険・保証サービスへの加入	200千円	外国人患者にかかる医療費未収金が発生することにより、医療機関が被る損害を補償する保険・保証サービスの加入にかかる費用	1 / 2
(2) 医療費未収金対応を行うための研修参加・実施	100千円	外国人患者の医療費未収金の未然防止及び発生後の適切な対応外部機関の研修を受講または院内研修を実施するにあたり要した費用	
(3) キャッシュレス化の導入	200千円	キャッシュレス化対応に係る初期費用 (ただし、クレジットカード手数料等のランニングコストは除く)	

※1 施設あたり交付上限額 ((1)～(3)の算定額の合計) : 200千円

【医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」】

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1) 医療費未収金にかかる保険・保証サービスへの加入	100千円	外国人患者にかかる医療費未収金が発生することにより、医療機関が被る損害を補償する保険・保証サービスの加入にかかる費用	1 / 2
(2) 医療費未収金対応を行うための研修参加・実施	50千円	外国人患者の医療費未収金の未然防止及び発生後の適切な対応外部機関の研修を受講または院内研修を実施するにあたり要した費用	
(3) キャッシュレス化の導入	100千円	キャッシュレス化対応に係る初期費用 (ただし、クレジットカード手数料等のランニングコストは除く)	

※1 施設あたり交付上限額 ((1)～(3)の算定額の合計) : 100千円